

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第62号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17号様式（裏）を次のように改める。

7 納付場所

国民健康保険料について

1 根拠法令  
国民健康保険法第76条並びに杉並区国民健康保険条例第13条及び第13条の2によります。

2 世帯の保険料額計算方法等  
保険料は、医療分、後期支援金分、介護納付金分及び子ども支援金分の世帯合計で計算されます。なお、介護納付金分がかかるのは介護保険適用除外に該当しない40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)です。  
医療分、後期支援金分、介護納付金分及び子ども支援金分とも、法令によつて最高限度額が規定されており、計算上その額を超えるときは、最高限度額が適用され

ます。  
他区市町村から転入された方は、所得の金額等について前住所地に照会するた  
め、均等割額のみが先に賦課され、所得割額が後から賦課されることとなります。  
月別の保険料額は、合計保険料額を、通知を発した月以降の月数で割つてありま  
す。なお、各月10円未満の端数は、最初の納期の月に加えてあります。

3 保険料の納付義務者  
納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世  
帯員に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納付義務者となります。

4 保険料の納期限等  
毎月末日が納期限です。ただし、末日が区の休日になるときは区の休日の翌日  
が納期限になります。納期限までに保険料を納めていないときは延滞金を加算する  
場合があります。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに  
保険料を納めないときは、滞納処分する場合があります。

5 特別徴収(年金引き落とし)の仮徴収と本徴収  
継続して特別徴収となつている方は、当該年度保険料額の確定が6月となるた  
め、次のように引き落としいたします。  
(1) 4、6、8月期分の保険料(仮徴収)  
(2) 前年度の2月期分の保険料と同額を徴収いたします。  
当該年度保険料額を確定した後、確定した年度保険料額から仮徴収額を差し  
引いた額を3回に分けて引き落としいたします。

6 保険料額の減免  
災害その他特別な事情により生活が著しく困難となつたため、保険料を納めるこ  
とができない場合には減免の制度がありますので、御相談ください。

8 会計項目

会計	款項	目
国民健康保険事業会計	国民健康保険料	国民健康保険料

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日か  
ら起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査  
請求をすることができ、この審査請求は、杉並区長を経由して行うこともでき  
ます。

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起  
することができません。この処分取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つ  
た日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区  
を代表する者は、杉並区長となります。)、提起することができ、提起することに  
なす。なお、次のいずれに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起すること  
ができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急  
の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1  
年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対す  
る裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴え  
を提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁  
決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をする  
こととや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

